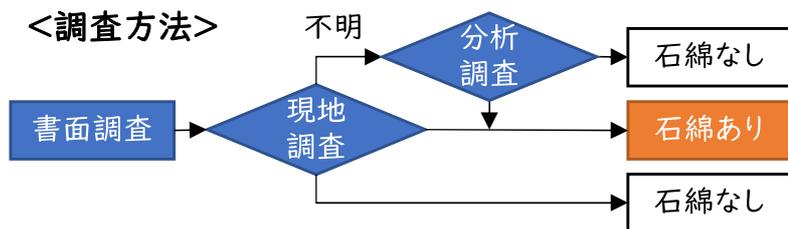


建築物・工作物の解体・改造・補修工事では 石綿(アスベスト)の事前調査、 調査結果の報告・掲示 等が必要です

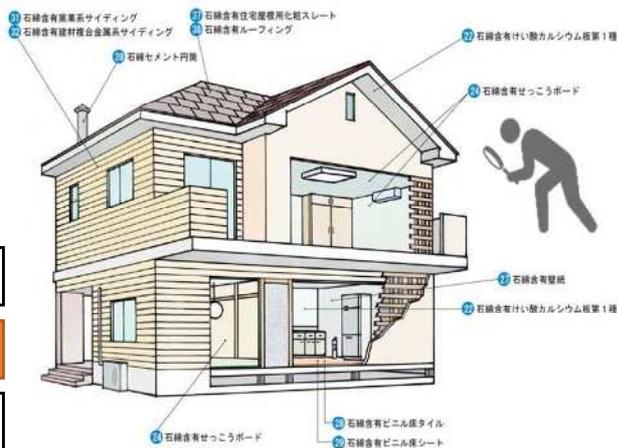
◎事前調査の実施

建築物・工作物を解体等しようとする際には、石綿含有建材が使用されているかどうかを調査しなければなりません。

<調査方法>



*書面調査・目視調査は、知識を有する者が行ってください。(R5.10.1～義務化) 出典:「目で見えるアスベスト建材(第2版)」国土交通省



◎事前調査結果の報告

右表に掲げる工事の場合、事前調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより報告する必要があります。



<報告対象となる工事の規模>

建築物	解体工事	床面積80m ² 以上
	改修工事	請負金額 100万円以上
工作物*	解体工事	
	改修工事	

*工作物については、環境大臣が定めるものに限る

◎事前調査結果等の掲示

工事の期間中、誰にでも見やすい場所に事前調査結果・作業の内容を掲示する必要があります。

*「石綿なし」の工事であっても、必ず掲示が必要



建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
調査の方法	書面調査・現地目視調査
事前調査の結果	石綿含有成形板等(みなし)
.....	●●●●
××××××××	△△△△△△
元請業者	(株)〇〇建設

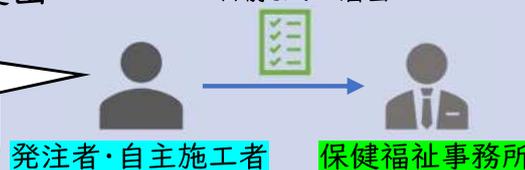
掲示サイズは、A3(横420mm、縦297mm)以上

事前調査の結果、『石綿あり』のときは、次のことに注意して下さい

✓ 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出

作業開始の
14日前までに届出

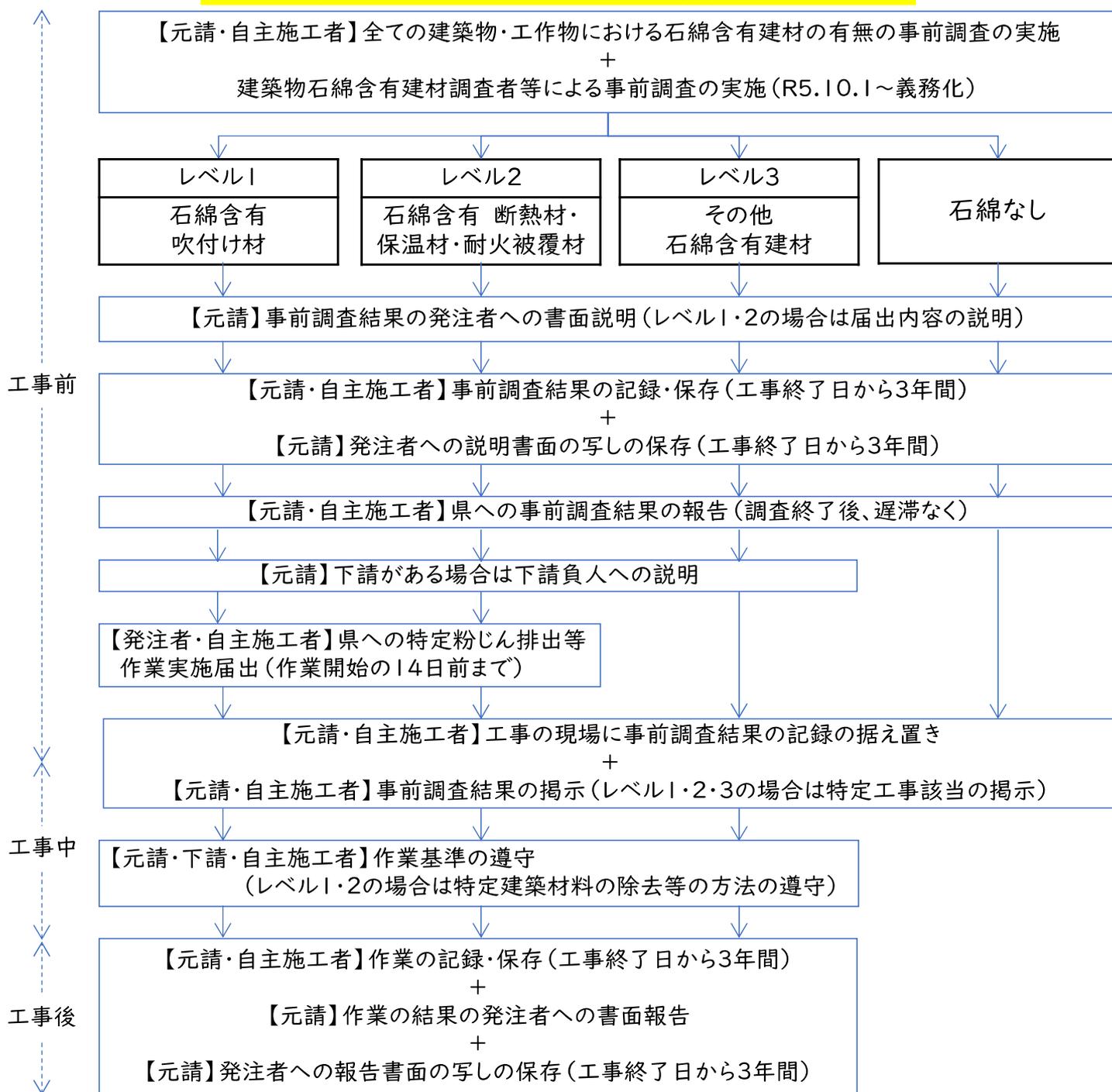
届出者は、石綿含有建材(レベル1、2に限る。)の解体等工事の発注者・自主施工者



✓ 解体等工事における作業基準、除去等の方法(レベル1、2に限る。)の遵守

建築物・工作物の解体・改造・補修工事における大気汚染防止法の規制概要

大気汚染防止法が改正され、令和3年度から規制が強化されています



詳しくは佐賀県・環境省のウェブサイトをご覧ください

佐賀県ウェブサイト
(県手引掲載)



環境省ウェブサイト
(マニュアル掲載)



佐賀県の環境キャラクター
「ピコピコ」

佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0942-83-6820
唐津保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-73-1179
伊万里保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-23-2103
杵藤保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0954-23-3506
佐賀県 環境課 大気・水質担当	☎ 0952-25-7774

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。
※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額※²が100万円以上であるもの
- ③ 工作物※³を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※¹ 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※² 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※³ 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等※⁴に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】※⁵

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※⁶

※⁴ 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※⁵ 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※⁶ 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、**資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。**



事前調査を行うことができる者



- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。 ※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。

※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。

※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

▣ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。